

国民健康保険税の課税について

古賀市役所 市民国保課

試算

平成29年度の国民健康保険税率は以下のようになります。

①医療分、②後期高齢者支援分、③介護分を合わせた形で納めていただくことになります。

①②③所得割については、該当者全員の所得について計算します。

① 医療分

所得割	前年分所得の 8.5% (基礎控除額 33 万円)
均等割	1人あたり 24,000円
平等割	1世帯あたり 24,000円
課税限度額	540,000円

$$\left(\overset{\text{所得額}}{\text{ア}} - 330,000\text{円} \right) \times 8.5\% = \text{イ}$$

$$\text{※1人あたり } 24,000\text{円} \times \text{ウ人} = \text{エ}$$

$$\text{※1世帯あたり } \text{24,000}$$

医療分合計 ① オ

② 後期高齢者支援分

所得割	前年分所得の 3.1% (基礎控除額 33 万円)
均等割	1人あたり 8,000円
平等割	1世帯あたり 8,000円
課税限度額	190,000円

$$\left(\overset{\text{所得額}}{\text{カ}} - 330,000\text{円} \right) \times 3.1\% = \text{キ}$$

$$\text{※1人あたり } 8,000\text{円} \times \text{ク人} = \text{ケ}$$

$$\text{※1世帯あたり } \text{8,000}$$

後期高齢者支援分合計 ② コ

③ 介護分(40歳～64歳)

所得割	前年分所得の 2.9% (基礎控除額 33 万円)
均等割	1人あたり 13,800円
課税限度額	160,000円

$$\left(\overset{\text{所得額}}{\text{サ}} - 330,000\text{円} \right) \times 2.9\% = \text{シ}$$

$$\text{※1人あたり } 13,800\text{円} \times \text{ス人} = \text{セ}$$

介護分合計 ③ ソ

課税されています税額はその後に所得額などに変更が生じた時、
変更することがありますのでご了承下さい。

国民健康保険税合計 ①+②+③

タ

(これはあくまで試算額です)

所得は総所得金額等(給与所得、年金所得などの合計)になります